

概要

審査請求人(以下「請求人」という。)に残存する障害は、障害等級第7級に該当するとして、障害等級第8級に該当するとした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成○年○月○日、勤務先である○会社敷地内メイン通路を歩行中、下請会社である○会社の労働者が運転するフォークリフトに後方から追突され、転倒しフォークリフトの荷物と地面の間に挟まれ負傷した。当日○病院に受診し、「左肩鎖関節脱臼、右胸部挫傷、外傷性頭蓋内出血の疑い、頭部打撲、腹腔内臓器損傷の疑い」と診断され治療を続け、その後、○クリニック、○クリニック等へ受診し、最終的に○病院で平成○年○月○日症状固定となった。

請求人は症状固定後、障害が残存するとして監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労災保険法施行規則別表第1に定める障害等級併合第8級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

CRPSと診断されており、CRPSによる疼痛が激しいことから、軽易な労務以外の労務に服することができない状況にあり、神経系統の機能障害としては7級3号が相当で、上肢障害10級9号と併せ、6級以上が相当である。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

(1) 左肩関節の運動障害

主治医作成の診断書から、左肩関節の運動障害が残存しているものと認められ、同部位の関節運動領域を測定した結果、左肩関節の可動域が健側の可動域角度の1/2以下に制限されていることから、障害等級第10級の9「1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの」に該当する。

(2) 左上肢の神経障害

左上肢の神経障害については、地方労災医員作成の意見書によると、「左上肢のしびれ、疼痛、知覚麻痺が徐々に出現、悪化したことは、主治医作成の診断書にあるように、左肩鎖関節脱臼及び左上肢打撲による複合性局所疼痛症候群（カウザルギーに準ずる）であり、服することができる業務が相当な程度に制限されるものと考える。」とのことから、障害等級第9級の7の2「神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる業務が相当な程度に制限されるもの」に該当する。

(3) 左手指の運動障害

主治医作成の診断書によると左母指・示指・中指の随意運動は全く不可とのことであるが、地方労災医員作成の意見書によると、左母・示・中指の随意運動が全く不能なことについては、皮膚の状態、神経麻痺の状態から医学的に説明が出来ないとのことであり、左上肢の神経障害に含めて評価すべきものと判断されることから、左手指の関節運動については単独の障害としては考慮しないこととした。

(4) 以上のことから、(1)、(2)の障害等級を併合し、請求人に残存する障害は、障害等級併合第8級に該当すると判断した。

4 審査官の判断

労災認定基準のCRPSタイプ1（RSDに相当）の認定要件は、関節拘縮、骨の萎縮、皮膚の変化を有するものとされているが、本件について地方労災医員○医師は、「関節拘縮→左肩関節 皮膚温変化→サーモグラフィー（左前腕にて皮膚温低下）を満たしている。骨萎縮は明らかではないが、疼痛や皮膚萎縮、触れる程度で増悪するようなアロディニアを呈しており、RSDに相当する症状があると考えられる。」との意見であり、CRPSタイプ1（RSD）と認めて差し支えないと判断する。

CRPSによる神経症状について地方労災医員○医師は、「服することができる業務が相当程度に制限されるものと考える。」との意見で、○病院医師は、「軽易な労務以外の労務に服することができないと考える。」との意見であり、鑑定を行った地方労災医員○医師は、「軽易な労務以外の労働に常に差し

支える程度の疼痛があるものに相当すると考えられる。」との意見であった。請求人の左上肢は疼痛、しびれ、知覚鈍麻により日常生活に支障をきたしていることから、「軽易な労務以外の労働に常に差し支える程度の疼痛があるもの」第7級の3に該当するものと判断する。

左肩関節の運動領域は健側の1/2以下に制限されていることから、障害等級第10級の9「1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの」に該当する。この可動域制限について地方労災医員○医師は、「左肩関節の可動域制限を認めるが、痛みが原因と考えられ、骨性の可動域制限とは趣旨が異なる。」との意見であった。

左手指の運動障害について地方労災医員○医師は、「CRPSの症状が左上肢全体に広がって生じた症状の一つと考えられる。」との意見である。

以上のことから、請求人に残存する障害は、「軽易な労務以外の労働に常に差し支える程度の疼痛があるもの」第7級の3及び「1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの」第10級の9であるが、認定基準によりいずれか上位の等級により認定することとなっているため、上位等級である第7級の3に該当するものと判断する。

したがって、監督署長が請求人に対してなした障害補償給付の支給に関する処分は妥当ではなく、これは取り消されるべきである。